本文中（別表）を次のように改める。

別表第一　都道府県

第一号に該当する事業又は事務（以下「事業等」という。）	第二号に該当する事業等	第三号に該当する事業等	第四号に該当する事業等	第五号に該当する事業等
特定交通安全施設等整備事業（円滑化対策事業に限る。）	消防防災施設整備に関する事業（耐震性貯水槽、備蓄倉庫、林野火災用活動拠点広場、活動火山対策避難施設、広域訓練拠点施設及び救急安心センター等整備事業（救急医療情報収集装置を除く。））	学校施設環境改善に関する事業のうち、次に掲げるもの 一　余裕教室の改修に関する事業（小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程に限る。） 二　校内ＬＡＮの整備に関する事業（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に限る。） 三　空調の整備に関する事業（小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程に限る。） 四　屋外教育環境の整備に関する事業（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校に限る。） 五　木の教育環境の整備に関する事業（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校に限る。） 六　地域・学校連携施設の整備に関する事業（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校に限る。） 七　産業教育施設の整備に関する事業（高等学校及び中等教育学校の後期課程に限る。） 八　学校屋外運動場照明施設の新改築（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部に限る。） 九　学校クラブハウスの新改築（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部に限る。） 十　太陽光発電等の整備に関する事業（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、高等学校及び中等教育学校の後期課程の産業教育施設、特別支援学校並びに共同調理場に限る。） 十一　社会体育施設の整備に関する事業	水道施設整備に関する事業（水道水源開発施設整備、水道広域化施設整備、高度浄水施設等整備、水道水源自動監視施設等整備及びライフライン機能強化等事業）	農地整備事業（地域において戦略作物（麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲、そば、なたね及び加工用米をいう。以下同じ。）の作付面積又は耕地利用率に係る目標を定めて行うものを除く。）※
			社会福祉施設等施設整備に関する事業（保護施設等の施設整備及び社会福祉施設等の大規模修繕等（身体障害者社会参加支援施設のうち視聴覚障害者情報提供施設については、点字出版施設を除く。））※	
			医療提供体制施設整備に関する事業（地球温暖化対策施設整備事業、内視鏡訓練施設整備事業、看護師等養成所施設整備事業、看護師養成所修業年限延長施設整備事業、看護教員養成講習会施設整備事業及び歯科衛生士養成所施設整備事業）※	

水利施設整備事業（地域において戦略作物の作付面積、作物の単収（単位面積当たりの収穫量をいう。以下同じ。）又は耕地利用率に係る目標を定めて行うものを除く。）※
草地畜産基盤整備事業（地域において飼料自給率の向上に係る目標を定めて行うものを除く。）※
農地防災事業（地域において戦略作物の作付面積、作物の単収又は耕地利用率に係る目標を定めて行うものを除く。）※
広域農業用水適正管理対策事業※
地域用水環境整備事業※
水質保全対策事業※
農業集落排水事業※
集落基盤整備事業※
中山間地域総合整備事業※
農地環境整備事業※
農業用水保全の森づくり事業※
畜産環境総合整備事業※
農道整備事業※

森林環境保全整備事業のうち、次に掲げるもの※
一　育成林整備事業（当該事業により整備される林道に係る森林の利用区域が次のいずれにも該当するものを除く。）
イ　その二十パーセント以上が森林整備の対象区域に含まれるもの
ロ　その過半が森林の施業の集約化が図られる区域に含まれるもの
二　林道改良事業
森林居住環境整備事業のうち、次に掲げるもの※
一　フォレスト・コミュニティ総合整備事業
二　山のみち地域づくり交付金事業
治山事業のうち、次に掲げるもの
一　予防治山事業（一級河川若しくは二級河川の上流又は市街地、集落（人家十戸以上のものに限る。）若しくは特に重要な公共施設に対する被害の発生の危険性が著しいと認められる箇所で行うものを除く。）
二　地域防災対策総合治山事業
三　治山施設機能強化事業
四　森林土木効率化等技術開発事業
五　林地荒廃防止事業
六　山地災害総合減災対策治山事業
七　共生保安林整備事業
八　保安林管理道整備事業
地域水産物供給基盤整備事業のうち、第一種漁港又は第二種漁港の整備及びこれと一体的に実施する地先の漁場整備事業※